

一関地区広域行政組合特別会計条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第20号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を次に定める目的のため設置する。

介護保険特別会計 介護保険事業及び介護サービス事業

(弾力条項の適用)

第2条 前条の特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用することができる。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。